

2019年3月

各位

株式会社 山形銀行

外貨両替における上限金額設定のお知らせ

日頃は格別のご高配に預かり厚くお礼申し上げます。

このたび弊行では、国際的なマネーロンダリングおよびテロ資金供与防止の観点から、外貨両替のお取引について、下記のとおり上限金額を定めさせていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 外貨両替の上限金額

預金口座のお取引	上限金額
当行口座をお持ちでないお客さま	30万円相当額
当行口座をお持ちのお客さま	100万円相当額

※ 日本円から外貨、外貨から日本円のご両替のほか、外貨から外貨（外貨紙幣の交換など）も同様の上限金額となります。

※ 上限金額は一日あたりの金額となりますが、日をまたいだ複数回のご両替金額合計が上限を超える場合は、お取引をお断りさせていただくことがございますのでご了承ください。

2. 実施日 : 2019年4月1日(月) 受付分より

3. お客さまへのお願い

(1) 外貨両替のお取引にあたっては、法令等に基づく確認のため、下記書類のご提示をお願いする場合がございます。

① 本人確認書類（提示日において有効なもの）：（例）運転免許証、旅券（パスポート）など

② ご両替の目的を確認できる書類：（例）旅行日程表、入学許可書 など

(2) 書類をご用意いただいた場合においても、ご両替の目的等によってはお断りすることがございます。

【 本件に関するお問い合わせ先 】
山形銀行金融市場部 国際業務グループ
電話：023-623-1221
(受付時間：平日 9:00~17:00)

以上